

# 天保改革期の貨幣改鑄と大阪両替商

作 道 洋 太 郎

- I 問題の所在
- II 天保期の貨幣改鑄
- III 新旧両貨の引替えと大阪両替商「十五軒組合」
- IV 旧貨の回収と十五軒組合
- V 新貨の交付と十五軒組合
- VI 新旧両貨の交換完了と手当銀・諸入用銀・褒美銀の支給
- VII 小 約

## I 問題 の 所 在

老中首座の水野越前守忠邦により、天保12年(1841)から始められた天保の改革は、周知のように、天保14年の忠邦失脚によって、その改革政治はわずか2年半で終わった。この天保改革期において、貨幣改鑄益金が幕府財政に寄与するところが大きであったことについては、これまでも多くの指摘がなされてきた。<sup>1</sup>ところが、その時期における改鑄にともなう新旧両貨の引替えの状況についての研究は殆どみられない。

小稿では、天保改革期の改鑄の基礎過程をなす旧貨の回収と新貨の拡散の実情を取り上げ、その中枢機関として活躍した大阪両替商連合の「十五

1 黒正蔵『封建社会の統制と闘争』改造社、1928年、42—43ページ。堀江保蔵「貨幣改鑄」(日本経済史研究所論『日本経済史辞典』上巻、日本評論社、1940年)、264ページ。古島敏雄「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」(古島敏雄編『日本経済史大系』第4巻、東京大学出版会、1965年)、42—44ページ。作道洋太郎「幕藩体制と通貨問題」(『流通史I』山川出版社、1968年)、108ページ。

軒組合」の存在とその機能について、鴻池善右衛門家文書により、主要な問題点を明らかにしたい。<sup>2</sup>

## II 天保期の貨幣改鑄

天保期における改鑄は、一般に文政期の改鑄とその性格において共通したものとされてきた。とくに幕府財政の危機を打開するために、改鑄益金を確保することにそのねらいがあったものとされる。

まず最初に、天保3年10月に鑄造された天保二朱金（古二朱金）をみるに、これはたしかに文政期の改鑄の傾向を継承したものであった。金含有率は文政一朱金（文政7年7月鑄造）の規定の品位が12.05%であったのにくらべると、天保二朱金は29.33%と改良されているが、規定の量目からみると、文政一朱金0.375匁に対して天保二朱金は0.4375匁にすぎない。

ついで、天保8年11月に五両判・保字小判・一分判がつくられ、12月には保字丁銀・小玉銀・天保一分銀を鑄造・発行した。

その後、11年9月限り、前記の文政一朱金は通用を停止され、ついで13年8月には文政金銀に対する通用停止令が発せられ、天保金銀すなわち五両判・小判・一分判・二朱金（以上一金貨）、丁銀・小玉銀・一分銀（以上一銀貨）による通貨の統一をはかった。<sup>3</sup> それは水野忠邦が12年5月に老中首座となり、天保の改革を実施した時期と重なっていた。そのほか、天保6年6月から銅銭の天保通宝（百文銭）が発行され、9年6月には天保大判（天保吹増大判）がつくられた。

小稿では、このような貨幣の改鑄にもなって生じた新旧両貨の引替え

2 文政期の貨幣改鑄と十五軒組合との関連について、筆者はさきに「江戸時代の貨幣改鑄と鴻池両替店」（『バンキング』第204号、1965年）において、鴻池家文書によって検討した。

3 田谷博吉『近世銀座の研究』吉川弘文館、1993年、402—403ページ。

の過程を大阪のばあいについてみていくことにする。

### Ⅲ 新旧両貨の引替えと大阪両替商「十五軒組合」

貨幣の改鑄にともない、新貨の流布をはかり、旧貨の回収を促進するために、大阪町奉行は文政7年2月14日、これまでの金銀引替所(御為替御用方三井組・御為替十人組)のほかに、大阪両替商15名を組織して、「十五軒組合」を結成させた<sup>4</sup>。鴻池善右衛門・米屋平右衛門の両名が中心となり、15名の両替屋が組合をつくり、新貨の受取り——その引替え(拡散・流布)——旧貨の回収——その包み改め——上納——幕府から手当銀の交付、といった一連の新旧両貨の引替えを実施したのであった。

天保の改鑄にさいしても、十五軒組合は引替事業の中心的な役割を果たしたのであった。その状況は天保9年の次記の記録によっても推察することができる<sup>5</sup>。

#### 〔史料 1〕

(天保9年…筆者注)

一 戊戌九月十一日、東御役所<sup>5</sup>御呼出し、左之通被仰付候

銅山御用達

(原本1段組…筆者注)

住友 甚兵衛	鴻池屋善右衛門	加嶋屋久右衛門	加嶋屋作兵衛 代判猪兵衛
米屋平右衛門	鴻池屋新十郎	鴻池屋他治郎 代判茂兵衛	辰巳屋弥吉 代判省兵衛
近江屋久兵衛	炭屋安兵衛	平野屋五兵衛	嶋屋市兵衛
鴻池屋庄兵衛	米屋喜兵衛	天玉寺屋忠治郎	近江屋半左衛門

其方共義、此度吹直通用銀、吹立老歩銀引替御用被仰付候、引替元之義は、江戸表<sup>6</sup>当御役所<sup>5</sup>着銀いたすニ付、其度毎割渡下ケ違候間、引替候通用銀、貳朱銀は、其方共之内、甚兵衛儀は、自分<sup>7</sup>直々拾五人之分は善右衛門、平右衛門方へ取集、改包之上、当御役所<sup>5</sup>可差出候、其余引替取扱之儀は、去丙十二月御触渡

4 草間直方「三貨図彙」(『日本経済叢書』第28巻, 日本経済叢書刊行会, 1961年), 517ページ。作道, 前掲論文, 75ページ。

5 鴻池家文書, 天保2年8月「吹直金銀引替一件之元帳」(十五軒組合扣写)。

之趣、并文政之度、古金銀引替方ニ付、善右衛門外拾四人え申渡候次第相心得可取扱、尤右御触書之通引替差出候持主えは、道法遠近ニ不拘、古文字銀は壹貫目ニ付銀百目ツ、古式朱銀は百兩ニ付金拾兩ツ、通用銀は壹貫目ニ付銀拾匁ツ、式朱銀は百兩ニ付金壹兩ツ、御手当被下、且又其方共えも引替諸入用として、古文字銀、并文字銀は百目ニ付銀壹匁、古式朱銀、并式朱銀は壹兩ニ付銀八分宛被下候、右御用中甚兵衛儀は証拠もの不及差出ニ、尤善右衛門外拾四人は証拠可差出処、先達て銘に致上納候御用金御下ケ残も有之ニ付、是又別段証拠もの差出候は不及候

右之通、從 江戸御下知ニよりて申渡候条申合、出精可相動候

これをみると、まず文政期に実施された十五軒組合の制度が踏襲されたことが明らかにされ、ついで「手当銀」として、古文字銀・古二朱銀は引替高の10%、通用銀・二朱銀は1%が幕府から両替屋に交付され、さらに「諸入用銀」として、古文字銀・文字銀は1%、古二朱銀・二朱銀は1.3%（金1兩=銀60匁として計算）ずつあたえられるものとしている。

文政の改鑄にさいしては、「諸入用銀」にあたる「被下銀」が銀貨のばあい0.4%、金貨（二朱判）のばあい0.3%であったのにくらべると<sup>6</sup>、天保の改鑄期には増額されていることが注目される。

さらに、新旧両貨の引替業務を引請けるには、幕府に対して証拠金を原則として上納することを必要としたわけであるが、住友甚兵衛は「銅山御用達」という特別の地位により、それは不要とされ、鴻池善右衛門以下の15軒の両替屋については、「御用金御下ケ残」があるからという理由で免除されている。

#### IV 旧貨の回収と十五軒組合

改鑄の事業を進行させ、新貨の拡散を促進するためにも、旧貨の回収を着実に実施して行くことが必要であった。そのため、大阪町奉行は十五軒

6 作道、前掲論文、84ページ。

組合の兩替屋を呼び出し、その趣旨の徹底を期している。<sup>7</sup>

## 〔史料 2〕

(天保13年…筆者注)

一 五月八日、東地方御役所より御呼出有之、罷出候処、左之通被仰渡候

## 引替方え被仰渡

文政小判、沓分判、并古文字、真字、艸字式分判其外、慶長以来之古金類出進方之儀、御勘定所より被仰趣候間、猶又引替方此上精々抄取候様厚く心掛可申候、尤西国、中国、四国筋之儀は、今度別紙之通夫々領主、地頭、役人、用達等え、御達有之候間、右領主限取集高申立候節々及沙汰候ハ、兼て御差登元金之内を以、取集高七分通之代金御役所え可差出候、其所におゐて引替、追て取集高不残御役所え差出候節、引替方え可相渡間、忝合改之上、残三分通之代り金ニ御触面通之引替雜費、手当金とも相添可差出候

一 西国、中国、四国筋、慶長以来之古金類は取集次第差登答ニ候間、其節金位ニ応し御触面通之代り金可差出候

右之通、遠国迄えも御達有之儀ニ付、当表并撰河播御支配国之向は、猶又出進方抄取候様、一際出精可相勵候、尤市中兩替屋共えも、聊たりとも手元ニ不溜置、都度々引替所え可差出旨申渡候間、弥差滞無之様可引替候

## 〔史料 3〕

諸屋敷方へ

## 演 舌 書

今度御達被下候文政小判、沓分判、并古文字、真字、草字式分判共、引替方之儀、御領分限取集高被申立候節、代り金不残被相渡候ては、自然取集之内ニ忝合不宜、金類入交有之節、差支候ニ付、最初集高被申立候節、代り金七分通被相渡、其所おゐて、右割合を以、引替金相渡置、取集高は不残可被差登、忝合改之上、残三分通り之代り金、御触面通之雜費、手当金ヲ添、御渡可被申事

一 慶長以来之古金類は、取集被差登候上、其金位ニ応し、御触面通之代り金可被相渡事

## 〔史料 4〕

## 諸家様え被仰渡

文政小判、沓分判引替方之儀、近頃諸向引替差出方抄取不申、右は頓て通用停止も可被仰出儀ニ候間、御領分在町金銀取引いたし候はは、勿論其外所持之ものは、最寄引替所え差出可引替旨、尤其所にて重立候者共も厚世話いたし、右金、并古

7 鴻池家文書、天保13年1月「吹直金銀引替一件之元帳」(十五軒組合)。以下、とくに出典を注記していない引用史料は同元帳による。

文字、眞字、草字式分判共、此上引替差出方抄取候様可被申渡旨、水野越前守殿被仰渡候段、去々子八月、御勘定所申達候趣も有之処、今以西国、中国、四国筋は、引替渡候者有之由、全当表引替所え差越候、遠路往返之雜費を厭、出進方不抄取やニ相聞候間、領主、地頭にて一際被致世話、右金類并慶長以来之古金類等不貯置様、其所にて重立候もの厚心掛、在町共軒別ニ取調、所持之者有之候ハ、領主、地頭え取集置、右金高被申立候ハ、代り金并ニ引替諸雜費、手当金共相渡、於領主、地頭引替可相成間、出進方抄取候様、精々勘弁之上被申渡、引替金之有無共、早々取調、月番之奉行所え可被申聞候、右は青山下野守殿え相達候上申達候

右之御請書認差出候、相濟候支

〔史料 5〕

乍 恐 口 上

一 金銀吹直被為 有候ニ付、兼て諸家様え願込置候処、漸此節取集相成着仕、并ニ此節引替溜り合候ニ付、左之通奉願上候

一 艸文字銀 四百八拾貫目

右銀高、御元銀御下ヶ渡被成下候ハ、難有奉存候、右代り古銀々追て可奉上納候、乍恐此段御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

天保十三年寅五月廿五日

炭 屋 安 兵 衛  
米 屋 平 右 衛 門  
鴻 池 屋 善 右 衛 門

御

〔史料 6〕

覚

一	式朱銀	式百兩	鴻	善
	艸文銀	三百五拾目		
一	式朱銀	百五拾兩	米	平
一	艸文銀	五拾貫目	鴻	善 五
一	式朱銀	式千五百拾兩	近	半
	艸文銀	百貫目		
一	式朱銀	式千五百兩		
	銀	五百貫目		

寅六月廿四日 別願

文言、前同断

〔史料 7〕

口 上 之 覚

古金銀引替取扱御用、從 御公儀様被為 仰付候ニ付、是迄毎度御願申上置、追々為御登も有之御座候得共、此度銘々共御召出之上、御奉行様御直々被為 仰聞候ニは、從 江戸御表古金銀引替抄取兼候御趣被為 仰出、併当地は追々粗引

替り有之様ニ候得共、国々殊ニ西国筋、九州、四国ニハ古金銀類多分可有之風聞之趣被仰聞、其御国々之手続も可有之、早速掛合、今一障抄取可申様被仰渡候間、御国表御領分、并ニ御城下町人、在所百姓之内ニも御趣意不相弁所持可致者も御座候ハ、早ニ御取集御登し可被成下候様奉願上候、右ニ付決て先キ御所、御名前等不申上、万事私引請速引替、代リ金銀御渡し可申上候、若員数多分御座候ハ、以前被仰下、其心得可仕候、無御危踏御登し被成下候、其節歩増相渡御渡し可申上候、且御触面之通は御承知之御義御座候得共、隠置追て於有知は、從御公儀様御沙汰相成候ては私共迄も迷惑仕候間、此度御嚴重ニ御取調被為成下、急ニ御取集御登し可被成下候ハ、御公儀様え於私共も御趣意相叶、出精ニ相成、重畳難有仕合奉存候間、早ニ宜御執斗偏ニ奉願上候、此段書附ヲ以奉申上候、以上

寅八月

鴻池善右衛門

備前、広嶋、阿波、土佐、柳川ニ出ス

## 〔史料 8〕

古金銀引替ニ付、増歩左之通御渡申候事

一 真字小判	百兩ニ付
同 壹歩判	拾兩宛
一 同 貳歩判	百兩ニ付
	壹兩
一 艸文小判	百兩ニ付
同 貳歩判	壹兩宛
同 壹歩判	
一 古式朱判	百兩ニ付
	拾兩
一 新式朱判	百兩ニ付
	壹兩
一 古文銀	壹貫目ニ付
	百目
一 新文銀	壹貫目ニ付
	拾匁

以上

## 〔史料 9〕

乍恐口上

一 金銀御吹直被為在候ニ付、兼て諸家様え願込置候処、到着仕、并此節引替溜合候ニ付、左之通奉願上候

	古式朱銀	四百兩
一	新式朱銀	千六百兩
	真文字銀	五貫目
	艸文字銀	四百五貫目

右銀高、御元帳御下ヶ渡被為成下候ハ、難有奉存候、右代り古銀は、追て可奉上納候、乍恐此段御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上

天保十三寅年八月八日

引替方之内

(原本1段組)

近江屋半左衛門	平野屋 五兵衛
炭屋 安兵衛	米屋 平太郎 代判平左衛門
加嶋屋久右衛門	鴻池屋善右衛門

〔史料 10〕

乍 恐 口 上

一 金銀御吹直被為有候ニ付、兼て諸家様願込置候処、取集相成、到着仕、此節引替溜り合候ニ付、左之通奉願上候

一 古式朱銀	三百兩
一 新式朱銀	六千三百兩
一 真文銀	貳拾七貫目
一 草文銀	貳千九百三拾八貫目

右銀高、御元帳御下ヶ渡被為成下候ハ、難有奉存候、右代り古銀は追て可奉返上納候、乍恐此段御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上

天保十三寅年八月<sup>8</sup>

(原本1段組)

近江屋半左衛門	米屋 喜兵衛
鴻池屋 庄兵衛	鳴屋 市兵衛
平野屋 五兵衛	炭屋 安兵衛
近江屋 休兵衛	辰巳屋 弥吉 代判 省兵衛
鴻池屋 新十郎	米屋 平太郎 代判平左衛門
鴻池屋善右衛門	

御

〔史料2〕によれば、大阪東町奉行では、徳川幕閣の勘定奉行からの指令にもとづいて、大阪両替店に対して旧貨の回収に協力を要請している。

西国・中国・四国の西日本諸地域からの回収にさいしては、回収された旧

8 18日と書かれた上に白紙がはり紙されている。

貨の7割をまず上納し、ついで残額の3割が納付される。そのとき、規定の「引替雑費」および「手当銀」が交付された。大阪および畿内の摂津・河内・播磨についても、新旧両貨の交換を促進させ、また大阪市中の両替屋は手元に回収した旧貨を滞留させておかず、その都度引替所に差し出すよう命じている。〔史料3〕は、新旧両貨の引替えに関する諸大名宛ての趣意書であり、内容的には〔史料2〕と同一のものである。

〔史料4〕によると、文政小判・一分判はその回収を促進するために通用は停止され、すみやかに旧貨を回収することを目的として、西国・中国・四国筋では、各地において、在方・町方ともに、軒別に取調べを行ない、新旧両貨の引替えを実施すべきものとしていることは注目される。

〔史料5〕によれば、諸大名からの旧貨回収高が草文銀480貫目に達したので、炭安・米平・鴻善の3両替屋が代表となり、新貨の交付を当局に申請し、旧貨ののちほど上納することとしている。〔史料6〕も同種のもので、旧貨の二朱銀・草文銀の回収状況が明らかにされている。

〔史料7〕は、鴻池善右衛門から岡山藩・広島藩・徳島藩・高知藩・柳川藩の各当局に宛て差し出されたもので、「西国筋・九州・四国には古金銀がまだ相当使われているという風聞があるから」という理由で、新旧両貨の引替えをいっそう促進するようとの幕府当局の意向を伝えている。このなかで、旧貨と新貨とのあいだに、「歩増」をつけるという措置が講じられていることは注意を要する。〔史料8〕には、その「増歩」の割合が示されており、貨幣の種類によって、10%のプレミアムがつけられるばあいと、1%のばあいとがみられる。

〔史料9〕・〔史料10〕は、ともに前記の〔史料5〕・〔史料6〕とおなじように、旧貨回収の実情が明らかにされており、十五軒組合の両替屋からは、新貨の交付が申請されている。

## V 新貨の交付と十五軒組合

両替商による旧貨の回収と相俟って、当然必要なことは新貨の円滑な供給が幕府当局によって果されることであった。若し、江戸からの新貨の回送が順調に行かぬときには、両替屋は手元資金に窮し、改鑄にともなう新旧両貨の引替えは遅滞することになる。

## 〔史料 11〕

乍 恐 口 上

一	貳 朱 銀	八千兩
	壹 朱 銀	四万三千兩
合	五万千兩	

右之員数、諸家様<sup>ノ</sup>到着仕候<sup>ニ</sup>付、乍恐御用弁<sup>ニ</sup>も可相成<sup>ニ</sup>奉存候<sup>ニ</sup>付、御元新金到着<sup>ニ</sup>不拘、先納差立申度奉存候、先方え右代り新金直ニ相渡候申<sup>ニ</sup>御座候得共、追々手許差支<sup>ニ</sup>罷在候故、種々申延、聊ツ、内渡仕居候仕合<sup>ニ</sup>付、何卒御元新金急ニ御指立<sup>ニ</sup>相成候様、御運ひ之程奉願上候、前書御聞濟被下候ハ、為御替組へ取斗方被仰付被下度、乍恐此段以書附奉願上候、以上

天保十四卯年二月

引替方之内惣代

鴻池屋善右衛門

御奉行様

右二月十七日、東御役所へ御手当被下、御礼ニ罷出候節、差出し置、此次西御奉行御留主中故、東御役所ニ西地方御懸り御詰被遊候<sup>ニ</sup>付、夫々出し置候事、二月廿五日町店重兵衛、御役所へ御用有之、罷出候処、此程差出し候書附、手元相見へ不申間、今一応手附差出し可申被申候<sup>ニ</sup>付、同様願事廿六日又々差出し候事、松浦様も御渡申上置

## 〔史料 12〕

覚

一	新貳朱銀	八千兩
	壹朱銀	四万三千兩
合	五万千兩	

此内訳

貳朱銀	三千兩	手 前
壹朱銀	八千兩	
同	壹万貳千兩	米 平

同	七千兩	鴻善五
壹朱銀	三千兩	辰 弥
貳朱銀	五千兩	鴻 庄
壹朱銀	壹万兩	
同	三千兩	近 半

右之通、手紙を以、為御替兩組へ前以差立方願も遣し置候事  
二月廿四日

三井組の手紙を以、差立方日割、左之通申參ル、早速廻文を以、銘々懸屋へ納方申遣ス

二月廿八日差立

壹朱銀 壹万五千兩 十人組へ

但、廿七日早朝御差出 壹万貳千 米平分 辰弥分 米平△納

同 廿九日差立

同 壹万五千兩 三井組へ

但、廿七日五ツ時差出 七千兩 鴻四分 手前分 手前△納  
八千兩

同 晦日差立

新貳朱銀 貳千兩 三井組  
壹朱銀 壹万三千兩

但、廿九日五ツ時差出 内貳千兩 手前分 手前△納  
壹万兩 鴻庄分

三千兩 近半分 米平△納

同三月朔日差立

新貳朱銀 六千兩 十人組

但、晦日願差出 内五千兩 鴻庄分 手前△納  
千兩 手前分

右割合、三井へ書附を以、申遣候事

〔史料 13〕

乍 恐 口 上

一 貳朱銀 八千兩  
壹朱銀 四万三千兩

合 五万千兩

内 壹朱銀 壹万五千兩 二月廿七日納  
十人組え

	同	壹万五千兩	同日納 三井組へ
一	貳朱銀	貳千兩	同廿九日納
	壹朱銀	壹万三千兩	三井組へ
	貳朱銀	六千兩	二月晦日納 十人組へ

右は先納差立之分、則日割之通鴻池屋善右衛門、米屋平太郎の三井組、十人組へ相納申候、此段以書附御届奉申上候、已上

天保十四卯年三月

引替方之内惣代

鴻池屋善右衛門

御

全躰納口度々御届申上候筈ニ候得共、別願中差出候節、日割皆納之上、御届可申上と御断申上置候ニ付、如斯

〔史料 14〕

乍 恐 口 上

- 一 昨十六日、引替方拾五人、月番被為成御召、文字銀、并ニ貳朱銀、壹朱銀、去寅十一月の当時迄、引替之振合模様奉申上候様被仰付、乍恐左ニ奉申上候
- 一 去寅九月、文政度之文字銀、艸字貳歩判、貳朱銀、壹朱銀等、不残通用御停止被仰出候ニ付、壹朱銀之義も拾五人へ引替御用被仰付、則十月十日の引替相始、尤御元壹歩銀御下ヶ渡被成下置候得共、前書之通不残通用御停止ニ付、壹朱銀ニ不限、古金銀出進、追々手元代り金ニ差支候ニ付てハ、引替様種々相願、追々引替居候得共、壹朱銀は勿論、文字金銀追々引替溜り合候ニ付、別段御元下ヶ等奉願上候得共、十一月末の十二月始至、弥壹朱銀其外出進引替方差支、市中融通差障、旁厚御憐愍ヲ以、通用御停止之壹朱銀、当座取溜不差支様、并ニ貳朱銀、壹朱銀、古金共、江戸御表え為替金代り等ニ差下シ候義も御免被成下候ニ付、追々融通操廻り難有奉存候所、十二月末の当卯正月ニ至、弥壹朱銀出進、引替方之右一統当惑罷在候所、追々別段御元下ヶ保字銀、壹歩銀、并ニ先納代り壹歩銀、御下ヶ渡被成下置、其上前書之通難有御免被仰付候ニ付、諸家并ニ両替屋素人共、江戸御表え多分差下シ候訳や、旧冬不及見込を以、壹朱銀凡三百兩も可有御座やと奉申上候得共、前書御赦免之廉、并ニ買持錢を以て、壹朱銀引替、且御払銀代金等多分御下ヶ渡御座候、旁当二月、三月の追々当節迄、壹朱銀其外引替相弛、当月始の壹朱銀引替札等も持参、延引勝ニ相成申候はは、全前書御憐愍之御沙汰故と一統難有仕合奉存候、右ニ付市中ハ最早多分引替行届申候義と奉存候得共、諸家方遠方之向は、尚追々聞込之外、到着ニ付、此末員数如何可有御座やと奉存候、尤市中古金銀出方、都て前書之模様御座候得共、私共手元は諸家到着、金先納ニ願書面之仕合ニ付、未手元は差支罷在候得共、去寅十一月の当時迄之引

替振合高下之模様御尋ニ付、乍恐書付ヲ以奉申上候、以上

天保十四卯年五月十八日

引替方拾五人

月番 加嶋屋久右衛門 ㊦

西御地方御役人中様

右、立紙ニ認候事

〔史料 15〕

乍 恐 口 上

一 新貳朱銀 壹万五千五百兩  
壹 朱 銀 貳万四千兩

合 三万九千五百兩

右之員數、諸家様<sup>ノ</sup>到着、并引替溜<sup>リ</sup>合<sup>合</sup>候ニ付、乍恐御用弁<sup>ニ</sup>も可相成<sup>や</sup>ニ奉存<sup>存</sup>候ニ付、御元壹步銀<sup>到</sup>着不拘、先納差立申度奉存候、尤<sup>代</sup>リ壹步銀直ニ相渡申<sup>込</sup>ニ御座候え共、追<sup>々</sup>手許差支<sup>ニ</sup>罷在候故、種<sup>々</sup>申延、聊<sup>ツ</sup>内渡仕居候仕合ニ付、何卒御元金急ニ御差立ニ相成候様、乍恐御運<sup>ひ</sup>之程奉願上候、前書御聞濟被<sup>成</sup>下置候ハ、御為替組へ取斗方被<sup>仰</sup>付被<sup>下</sup>度、乍恐書附<sup>を</sup>以奉願上候、已上

天保十四卯五月廿五日

引替方之内

惣役月番 加島屋久右衛門

御

先 納 内 訳

一 貳朱 五千六百兩 手前 一 貳朱 百 兩 加久  
壹朱 貳千五百兩 一朱 貳千兩  
✂ 八千兩 ✂

一 貳朱 八千兩 加作 一 貳朱 二百兩 善五  
壹朱 三千兩 壹朱 千 兩  
✂ 壹万五千兩 ✂

壹朱 千貳百兩 近休 同 八百兩 平五  
同 八千兩 島市 同 五百兩 天忠

一 貳朱 千五百兩 近半  
壹朱 五 千 兩  
✂

〔史料 16〕

乍 恐 口 上

一 先達て<sup>ハ</sup>文字銀、貳朱銀、壹朱銀引替溜<sup>リ</sup>合、并聞込御座候ニ付、其節御下銀之儀、別段奉願上、追<sup>々</sup>御下<sup>ケ</sup>被<sup>為</sup>成<sup>下</sup>難<sup>有</sup>奉存候得共、未古銀類多分御下<sup>ケ</sup>殘も御座候得は、兼て引替之儀、当卯之十月限之御儀ニ付、私共一同此節銀操六<sup>ツ</sup>ケ數、時節難<sup>共</sup>ニ御座候得共、手元成文融通<sup>ヲ</sup>以、精<sup>々</sup>是迄引替仕、當時殘

り之銀高ニも相成候所、猶又来辰十月迄引替之儀被為仰付候故、当地之者共ハ多分引替参り不申候得共、他国之国共ハ折ニ参り候者も有之候得共、右奉申上候通、多分之御下残有之、私共手元銀操仕兼候ニ付、追て右御下ケ被為成下候迄、銀之方引替之儀、暫相休候儀、乍恐奉願上候、乍併右引替人共之内、難波融通合ニ拘り候者共御座候節ハ、一同申合差支不申様可仕候間、何卒右等之儀、御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、前文之次第御座候間、御元下ケ之儀、御運奉願上候、乍恐此段書付ヲ以奉願上候、以上

天保十四卯十一月廿八日

引替人拾五人

惣代月番 平野屋五兵衛

右、杉原半切ニ認メ、地方御役所え差出無印、御掛り朝岡様也

〔史料 17〕

(天保14年…筆者注)

一 極月廿一日朝六ツ半時、西地方方御召ニ付、源三郎罷出候処、内山彦次郎様被仰候ニは、先達て、別段御下ケ相願居候古式朱、一朱、并古銀引替溜り合多分有之、銘ニ手元差支罷在候趣、度ニ江戸表へ御運ヒニ相成候趣、昨夜漸ニ刻限付之御状着致、当年納御用金を以て御下ケ相成候間、先達書上候員数ニて宜候や、又此頃迄溜り合見込等相調、早ニ可申出様被仰付候、早速月番島市殿へ申遣ス、右調書同所書出ス

一 老朱銀 八万四千百両 此頃迄別廉願之分  
式朱

内 訳

千九百両	手前	七百両	加久
三万四千貳百両	加作	三百両	炭安
千七百両	米平	千四百五拾両	鴻善五
三百両	鴻新	九百両	辰弥
七百五拾両	近休	五千貳百両	平五
貳千貳百両	島市	老万千百両	鴻庄
貳千六百両	米喜	貳万八百両	近半

一 銀 五千六拾貫目

内 訳

百拾三貫目	手前	千百三拾貫匁	加久
千貳百五拾貫匁	加作	貳千百六貫匁	平五
三拾八貫匁	鴻善五	三拾三貫匁	辰弥
九貫目	近休	六拾貫匁	炭安
六拾貫匁	鴻庄	三貫目	米喜

	三貫目	天 忠	六拾五貫目	近 半
	百九拾貫匁	島 市		
壹朱 貳朱	四万七千四百兩	拾五軒見込分		
	壹軒分凡三千百六拾兩余			
銀	千七百六拾貫匁	〃 見込分		
		壹軒分凡百拾七貫匁程		

〔史料11〕によれば、諸大名から二朱銀・一朱銀を回収し、その代り銀（新鑄貨幣）を漸次送付しているのので、両替屋の手元資金に支障のないよう新貨の回送を引替方惣代の鴻池善右衛門から大阪町奉行に要請している。〔史料12〕は、〔史料11〕と同一のばあいのもので、両替店別の旧貨回収状況、鴻池善右衛門・米屋平右衛門の両店から三井組・十人組宛ての旧貨上納状況が示されている。〔史料13〕にも、〔史料12〕と同様に旧貨上納の実情が報告されている。

〔史料14〕によると、天保13年9月にいたり、文政期の文字銀・草字二歩判・二朱銀・一朱銀がすべて通用停止となり、翌10月の10日から引替えが開始され、新鑄の一步銀（一分銀）が新旧両貨の交換のために交付されることになった。ところが、旧貨の回収にくらべると、新貨の出回りが立ち遅れており、そのため「市中の融通が差障る」という状態を招き、金融市場は逼迫するにいたった。そこで、回収された二朱銀・一朱銀・古金などを江戸に為替金代りに送付する措置がとられ、さらに保字銀・一步銀などが江戸から回送され、市中に出回るようになったので、大阪市中の金融は緩和された。そのほか、「買持ち銭」をもって一朱銀を引替えるとか、御払銀代金などを下げ渡したので事態はしだいに好転していったことが明らかにされている。

〔史料15〕は、諸大名から回収した旧貨の引替溜り金を「先納」という形で上納し、その代り金として一步銀が交付されるよう申請したもので、

先納金の内訳が両替屋ごとに記されている。

〔史料16〕も、旧貨回収にともなう新貨の引替準備金に関するもので、新貨の到着が遅延したばあいには、「手元の銀操りが難しくなる」という事態が起こり、新旧両貨の引替えも暫時停止せざるをえないことを訴えている。

〔史料17〕は、大阪西町奉行の内山彦次郎から、旧貨の二朱銀・一朱銀・古銀の引替え溜りが多くなり、両替屋の手元資金が不足しているであろうことを察知され、両替店別の溜り合の実情の報告が求められた。このとき、溜り合見込額も調査・返答している。

## VI 新旧両貨の交換完了と手当銀・諸入用銀・褒美銀の支給

さきに述べたように、新旧両貨の引替えが終了すると、その都度、幕府当局から十五軒組合の両替屋に対して、手当銀ならびに諸入用銀が規定の割合にしたがって交付されることになる。その交付額は貨幣の種類によって異なり、10%ないし1%となっていた。これは両替屋の経営にとって、それほど重要な収入とはいっけん考えられないが、その交付が予定より遅れたばあい、両替屋から大阪町奉行に対して速やかに支給されるよう要望している点をあわせ考えると、その催促はたんに駆け引きというよりも、両替屋の収入源として重要なものとなっていたことを証明していると推測される。

### 〔史料 18〕

#### 覚

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 一 銀式貫六百五拾目 | 去ル十八日到着、別願代り草文銀式百六拾五貫目、御手当壹貫目ニ付拾弐ツ、 |
| 一 同式貫六百五拾目 | 右同断、諸入用壹貫目ニ付右同                      |
| 一 同 五百目    | 右同断、真文銀五貫目、御手当壹貫目ニ付百弐ツ、             |
| 一 同 五拾目    | 右同断、諸入用壹貫目ニ付拾目ツ、                    |

- 一 金 拾六兩 右同断, 新<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>千<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩, 御<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩ニ付<sup>レ</sup>老<sup>レ</sup>兩ツ、
  - 一 銀<sup>レ</sup>老<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩ニ付<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目ツ、  
此<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup> 貳<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>老<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>ト  
銀<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>匁
  - 一 金 四<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>兩 右同断, 古<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩, 御<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>當<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩ニ付<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>兩ツ、
  - 一 銀 三<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩ニ付<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目ツ、  
此<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup> 五<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>老<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>ト  
銀<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>匁
  - 銀 五<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目
  - 金 八<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>步
- 右内訳

- 銀 六<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 艸<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 六<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>え
- 銀 右 鴻<sup>レ</sup>池<sup>レ</sup>屋<sup>レ</sup>善<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>衛<sup>レ</sup>門<sup>レ</sup>分
- 銀 老<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目 艸<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 老<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 五<sup>レ</sup>兩 古<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 銀 四<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ  
此<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup> 貳<sup>レ</sup>步<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>  
銀<sup>レ</sup> 貳<sup>レ</sup>匁<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>分
- 銀 右 加<sup>レ</sup>嶋<sup>レ</sup>屋<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>衛<sup>レ</sup>門<sup>レ</sup>分
- 銀 貳<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 艸<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 貳<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 金 拾<sup>レ</sup>兩 新<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>千<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 銀 八<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ  
此<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup> 拾<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>老<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>ト  
銀<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>匁
- 銀 右 炭<sup>レ</sup>屋<sup>レ</sup>安<sup>レ</sup>兵<sup>レ</sup>衛<sup>レ</sup>分
- 銀<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 艸<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 右 米<sup>レ</sup>屋<sup>レ</sup>平<sup>レ</sup>太<sup>レ</sup>郎<sup>レ</sup>分
- 銀<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 艸<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 貳<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>目 真<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>貫<sup>レ</sup>目<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 同 貳<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 金 貳<sup>レ</sup>兩 新<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>銀<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ
- 銀<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>拾<sup>レ</sup>目 右同断, 諸<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>替<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>へ  
此<sup>レ</sup>金<sup>レ</sup> 貳<sup>レ</sup>兩<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>步<sup>レ</sup>貳<sup>レ</sup>朱<sup>レ</sup>  
銀<sup>レ</sup> 貳<sup>レ</sup>匁<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>分

(付け紙)

金 <sup>レ</sup> 老 <sup>レ</sup> 兩 <sup>レ</sup> 貳 <sup>レ</sup> 分	新 <sup>レ</sup> 式 <sup>レ</sup> 朱 <sup>レ</sup> 銀 <sup>レ</sup> 引 <sup>レ</sup> 替 <sup>レ</sup> 高 <sup>レ</sup> 百 <sup>レ</sup> 五 <sup>レ</sup> 拾 <sup>レ</sup> 兩 <sup>レ</sup> 分 <sup>レ</sup> 持 <sup>レ</sup> 主 <sup>レ</sup> へ
百 <sup>レ</sup> 貳 <sup>レ</sup> 拾 <sup>レ</sup> 目 此 <sup>レ</sup> 金 <sup>レ</sup> 貳 <sup>レ</sup> 兩	右同断, 諸 <sup>レ</sup> 入 <sup>レ</sup> 用 <sup>レ</sup> 引 <sup>レ</sup> 替 <sup>レ</sup> 主 <sup>レ</sup> へ

右 平野屋又兵衛分  
 銀五百四拾目 艸文銀五拾四貫目分持主へ  
 同五百四拾目 右同断、諸入用引替主へ  
 同 三百目 真文銀引替高三貫目分持主へ  
 同 三拾目 右同断、諸入用引替主へ  
 金三拾五兩 古式朱銀引替高三百五拾兩分持主へ  
 銀貳百八拾目 右同断、諸入用引替主へ  
     此金 四兩貳歩貳朱  
     銀 貳匁五分  
 金貳兩貳歩 新式朱銀引替高貳百五拾兩分持主へ  
 銀 貳百目 右同断、諸入用引替主へ  
     此金 三兩壹歩  
     銀 五匁  
 右 近江屋半左衛門分

右被下銀、於 江戸表御請取、当地え為御差登御渡被成下榷請取申候処、仍て如件

天保十三寅年九月

近江屋半左衛門

平野屋 五兵衛

炭屋 安兵衛

米屋 平太郎

代判平左衛門

加嶋屋久右衛門

鴻池屋善右衛門

御為替三井組

御用所

〔史料 19〕

覚

一 銀壹貫四百目 当月廿七日到着、別願代り艸文銀百四拾貫目、御手当壹貫目ニ付拾匁ツ、

一 同壹貫四百目 右同断、諸入用壹貫目ニ付拾匁ツ、

右 貳貫八百目

右被下銀、於江戸表御請取、当地え為御差登、御渡被成下榷請取申候処、仍て如件

天保十三寅年九月

引替方六人之内惣代

御為替三井組

鴻池屋善右衛門

御用所

〔史料 20〕

乍 恐 口 上

一 銀 貳貫五百目 当月廿七日到着、代り草文銀貳百六拾貫目、上納銀壹貫目

ニ付拾匁宛持主え被下分

- 一 同 貳貫六百目 右同断, 引替所へ被下分  
 〆 五貫貳百目

右之通, 從 江戸御表御差登御坐候ニ付, 今日三井組△奉請取, 則銘△上納難有奉頂戴候, 此段御届奉申上候, 以上

天保十三寅年九月廿五日

引替方惣代

鴻池屋善右衛門

御奉行様

## 〔史料 21〕

覚

杉原半切認

- 一 銀五貫貳百目

内 貳貫八百目	鴻池屋善右衛門
壹貫四百目	持主へ百四拾貫目分
壹貫四百目	右同断, 引替所へ
〆	
貳貫四百目	米屋平太郎
壹貫貳百目	持主へ百貳拾貫目分
壹貫貳百目	右同断, 引替所ニ
〆	

右ハ被下銀, 從 江戸御表御請取, 当地へ為御差登御渡し被成下榷請取申候処, 仍て如件

天保十三寅年九月廿九日

御礼手札貳枚, 玄閔地分

去八月, 別段奉願上候草文銀上納, 応員数為御手当銀三井組△奉頂戴, 誠ニ以冥加至極難有仕合奉存候, 右御礼奉申上候

鴻池屋善右衛門

米 屋 平 太 郎

## 〔史料 22〕

(天保14年11月…筆者注)

- 一 先達て△三井組へ御手当之義, 月番度△及懸合, 漸△此頃左之通相渡候様, 月番平五殿へ申来候ニ付, 十一月七日八百源方ニて割符仕候事 平五, 米林, 手前

覚

金 三千八百貳拾兩貳步 卯二月十二日△同九月廿三日迄, 御手当, 諸雜費共

一 同 千五百貳兩三步 寅十一月廿五日の卯六月朔日迄、貳朱銀差立、手<sup>・</sup>當<sup>・</sup>  
銀 拾五匁 諸入用金百兩ニ付壹兩、諸入用八拾目之割  
合 五千三百廿三兩壹步

内 訳

一	五百貳拾貳兩 四百壹兩壹步 銀五匁	鴻 善	一	百九拾三兩貳步	加 久
	↗ 九百廿三兩壹步	手形にて受取、 訳書別帳有之			
一	千百七十兩 九拾三兩壹步 銀五匁	加 作	一	百三拾八兩 六拾三兩	米 平
	↗ 千貳百兩壹步			↗ 貳百壹兩	
一	百五拾兩 七 兩	鴻 新	一	貳百三拾四兩 六拾五兩壹步 銀五匁	鴻善五
	↗ 百五拾七兩			↗ 貳百九拾九兩壹步	
一	五拾五兩貳步 五兩三步 銀五匁	辰 弥	一	六拾兩 五兩三步 銀五匁	近 休
	↗ 六拾壹兩壹步			↗ 六拾五兩二步	
一	百八拾九兩 五拾壹兩壹步 銀五匁	炭 安	一	七拾九兩貳步 三拾五兩	平 五
	↗ 貳百四拾兩壹步			↗ 百拾四兩貳步	
一	五拾五兩貳步	嶋 市			
一	百五拾三兩 拾壹兩貳步貳朱 銀貳匁五分	鴻 庄	一	三百五拾壹兩 貳拾七兩壹步 銀五匁	米 喜
	↗ 百六拾四兩貳步貳朱			↗ 三百七拾八兩壹步	
一	八拾四兩 四兩貳步貳朱 銀貳匁五分	天 忠	一	四百四拾八兩貳步 七百三拾壹兩貳朱 銀拾貳匁五分	近 半
	↗ 八拾八兩貳步貳朱			↗ 千百七拾九兩貳步貳朱	

右渡し方、夫々廻章以、月番平五の申来ル、右金高十一月九日、三井組の受取、七月廿九日指立、古銀三百貫目、八月十九日指立、貳朱九千兩、此度相渡り不申ニ付、一応申遣し候処、跡の相渡ス由申来り候

右之御礼届、十五日兩役所へ袴着にて名代罷出候事、手札届書等、月番平五殿の受持被下候事

御礼ニ東御役所へ罷上り候節、古銀并壹朱銀、御元下ケ無之、甚手元差支居、此程来辰十月迄引替御差延被仰出候ニ付、御元下ケ有之候迄、暫時相休度演吉にて御願申上候処、其節御聞直ニ相成、又々月番呼出し有之、書附を以相願候様被仰

付, 左之書附出ス<sup>9</sup>

〔史料 23〕

(天保14年…筆者注)

五月廿五日, 東地方の差紙参り, 引替方月番加久殿代出勤

月番加久殿の廻状之写

然は東地方御役所のみ唯今御召出ニ付, 罷出候処, 御直々御達候義在之候ニ付, 引替方一統明廿六日四ツ半時, 麻上下用意可罷出候様被仰付候, 御主公様へ此段宜敷被仰上可被下候, 右ニ付明日四ツ時迄ニ下宿豊門方へ御揃可被成下候, 尤御名代ニても麻上下御用意可然奉存候, 右早々申上度, 如此御座候, 已上

五月廿八日

加島屋茂三郎

源三郎当

外拾四軒

手 前	加島久	加 作 代平九郎	米 平 代勘助	鴻 新
鴻善五	辰 弥 代判省兵衛	近 休	炭 安 代為助	平 五 代太兵衛
島 市 代小助	天 忠	鴻 庄 代十兵衛	米 喜	近 半

右, 名前書杉原墨紙ニ相認, 揃之上, 持参差出候事, 則被為仰渡候趣意, 左ニ

月番加久殿の差出ス置, 尤地方へ下宿ニて待合居候内知らせ有之候ハ、中之口を三月中之間ニて押居ル

其方共儀, 古文字金, 并文政金, 真字, 草字式步判等, 引替御用常々骨折, 別て去寅年之儀ハ文政金引替高相進候間, 以後励之ため, 古金引替高ニ応じ, 為御褒美被下之

右之通, 従 江戸表被仰下候条, 承知いたせ

卯五月

東地方役役 中嶋元之進様	住友	余り引替方拾五軒と一処と申事ハ無之候得共, 今日は如此
西地方役役 古屋源之助様	手前	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴
東御奉行	∴	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴
水野若狭守様	∴	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴
西様未御着無之	∴	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴

被仰渡後, 地方御役所へ出ル, 御目録正銀御渡被下候事, 被仰渡中も出ル

銀七枚 住 友 甚兵衛 銀七枚 鴻池屋善右衛門 銀貳枚 加島屋久右衛門

9 この記録につづいて, 前掲の〔史料16〕が掲げられている。

同五枚	加島屋作兵衛 代判猪兵衛	同三枚	米屋平太郎 代判平右衛門	金三歩	鴻池屋新十郎
同貳枚	鴻池屋善五郎	同三枚	辰巳屋弥吉 代判省兵衛	同貳枚	近江屋休兵衛
同五枚	炭屋安兵衛	同三枚	平野屋五兵衛	同貳枚	島屋市兵衛
同貳枚	鴻池屋庄兵衛	同三枚	米屋喜兵衛	同貳枚	天王寺屋忠次郎
同七枚	近江屋半左衛門				

右被仰渡後、一先下宿へ御引取被遊御休足後、御一統手札を以、御礼被仰上候事

東御役筋  
東地方 西地方へ 御玄関へ 〆三枚

西様未御出無之故、罷出不申候事

御手札之写

吹直金引替之儀、骨折ニ付、依御下知  
御金銀被為 下置、誠以冥加至極、重  
疊難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上  
候

住友殿手札へ加へ呉候様御願ニ付差  
加ル、余ノ例ハ無之事

住友甚兵衛  
鴻池屋善右衛門  
近江屋半左衛門迄  
〆拾六人連名

奉書半切にて認ル

〔史料18〕によると、草文銀は「手当銀」・「諸入用銀」ともに1%，真文銀は「手当銀」10%，「諸入用銀」1%，新二朱銀は「手当銀」1%，「諸入用銀」1.3%<sup>10</sup>，古二朱銀は「手当銀」10%，「諸入用銀」1.3%<sup>11</sup>の割合でそれぞれ交付されている。それが鴻池善右衛門はじめ6軒の両替店別に計算され、配分されている。〔史料19〕・〔史料20〕も同種のものである。〔史料18〕・〔史料19〕はともに宛て名は三井組となっているが、〔史料20〕は大阪町奉行に宛てられている。〔史料21〕は、〔史料20〕に関連したもので金額はおなじ銀5貫200目となっており、8月に上納した草文銀に対して翌9月に「手当銀」が三井組から交付されたことが明記されている。

〔史料22〕をみると、このばあい「手当銀」の交付が遅延していたとみえて、十五軒組合の月番はしばしばその交付を催促している。「手当銀」の記載はその総額について、各両替店別の金額が示されている。さらに、

10・11 金1両=銀60匁として計算。

大阪東西両町奉行に「手当銀」交付の礼を述べるために両替店の名代が出掛けて行ったとき、東町奉行所では古銀・一朱銀の元下げが遅れており、両替屋での新旧両貨の引替資金が欠乏してきたので、新貨の元下げがあるまで引替えの業務は停止せざるをえない窮状を訴えている。

〔史料23〕によると、上記のような「手当銀」・「諸入用銀」とは別に、「御褒美」銀が下付されている。これは天保13年において文政金銀の回収が進捗したので、その労をねぎらう意味で、その引替高に応じて、大阪町奉行から大阪両替商に対して褒賞金があたえられたのである。住友・鴻池・近江屋の銀7枚(銀1枚は銀43匁)を最高として、そのほか銀5枚・3枚・2枚・金3歩の各種があった。

## VII 小 約

全国通用を目的とした幕府貨幣の改鑄とそれにとまなう新旧両貨の交換は、いうまでもなく大事業であって、簡単に新貨をもって旧貨に取り替えることはできず、そこに両替屋の登場が必要となってくる。本稿で取り上げた十五軒組合の構成メンバーをなす大阪両替商はしたがって「公儀の両替屋」として、新貨の拡散と旧貨の回収の結節点として重要な役割を果たしたのであった。

大阪両替商は、すでに述べたように、大阪市中の新旧両貨の引替えを行なったのみならず、ひろく中国・四国・九州の西日本各地から旧貨を回収し、それを新貨と引替えたのであって、その点からいっても、当然西日本の諸藩その他における引替事業との関連を追求しなければならない。いっぽう、江戸と大阪との間の金銀貨輸送を取り扱った御為替十人組ならびに三井組の機能についても、金銀座および江戸・大阪の両替商との関係を中心として、さらにみていくことが必要である。小稿では、鴻池家文書によ

り、その引替えの基礎過程を史料にそくして、主要な動きをみてきたが、残された問題は多い。全国各地における資金の動向のなかに新旧両貨の引替事業の展開を位置づけて行かなければなるまい。御為替組が金銀貨の輸送を引請けるにいたったことも、そのような点から解釈を試みることできるのではなからうか。

さきに、文政期の改鑄と引替えに関していえば、新貨の到着・引替え・旧貨の回収・包み改め・旧貨の上納・手当銀の交付という過程が明らかに跡付けられるものとしたが、<sup>12</sup>本稿の主題とした天保改革期のばあいにおいても、そのシェーマが問題なくあてはめられるというわけではない。前述のように、大阪市中や西日本の各地で回収された旧貨は大阪両替商の手元に集められたが、両替商の手元には新貨が欠乏していることが少なくなく、ばあいによっては新旧両貨の引替えさえ停止せざるをえない事態を招いている。新貨の回収に先立って、旧貨の回収が進行していたからである。

江戸時代において、元禄の改鑄を起点としてしばしば繰り返された貨幣の改鑄とそれともなう引替えの大事業を理解するためには、金銀貨の問題のみならず、各種の問題との関連を考慮して、総合的に改鑄のもつ意味をとらえて行くことが必要とされる。小稿はその問題への接近のためのいわばケース・スタディにすぎぬものである。

---

12 作道、前掲論文、77—88ページ。